

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

平成28年3月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第10号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第11号	壱岐市職員の降給に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第14号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第15号	壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第11	議案第17号	壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第18号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第19号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第20号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第21号	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第22号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第23号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第30号	過疎地域自立促進計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第31号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第34号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第35号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第36号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第37号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第38号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第39号	平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第40号	平成28年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第41号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第42号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第43号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第38	議案第44号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第45号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第46号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第47号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第48号	平成28年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	陳情第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第44	発議第1号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第45	発議第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	土谷 勝君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	大久保敏範君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さんおはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号～日程第43. 陳情第1号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第43、陳情第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情まで、43件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第 7 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 8 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 9 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第 10 号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 11 号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 13 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 14 号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 15 号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 16 号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 17 号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 18 号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 19 号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 20 号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 23 号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第 24 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）、原案可決。

議案第 25 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）、原案可決。

議案第 26 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）、原案可決。

議案第 27 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。

議案第 33 号平成 27 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 34 号平成 27 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第３７号平成２７年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第３８号平成２７年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第３号）、原案可決。

議案第４１号平成２８年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第４２号平成２８年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第４３号平成２８年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第４６号平成２８年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会の意見、議案第１６号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、島内民間給与との格差が大きいことから一部反対の意見もあったが、今回の改正は人事院勧告を尊重した月例給０．３６％の引き上げであり、実質的には前年度勧告において平成２７年４月から平均２％の給与水準を引き下げ、特に５０歳台後半層に対しては最大４％の給料表の引き下げ改定が行われており、あわせて平成３０年３月３１日までの引き下げに伴う激減緩和措置の適用期間であり、今回の改定を反映させても、全職員中２０４名の給料月額、平成２６年４月１日時点のまま据え置きとなり、若年層のみが引き上げになる仕組みとなっている。

また、給料の地域間格差の問題も壱岐市では適用されていない、地域手当が国及び都市部の市町では支給されていることから、給与全体で比較する必要があると思われる。

加えて、平成２９年度をもって激減緩和措置が終了し、翌年度より人件費が下がることから全会一致で原案可決となった。

なお、委員会としては壱岐島内における民間との給与格差は否めないことから、市民の感情を十分認識し、市職員に対しての地域貢献及び公僕としての業務遂行にいま一層の奮起を促したところである。

続きまして、委員会報告書。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第１４５条の規定により報告します。

陳情第１号、付託年月日平成２８年３月７日、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし。

措置といたしまして、意見書提出。

以上で、報告を終わります。

○議長（鶴瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑

することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。

議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。

議案第31号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。１４番、牧永護議員。

〔１４番（牧永 護君） 登壇〕

○議員（１４番 牧永 護君） 本議案に対する反対討論を行います。委員会は可決ということで尊重したいと思いますが、私には納得できません。

今回は、人事院勧告に準じて提案したと報告がありましたが、地方には地方に合った数字があると思います。

現在、壱岐の島の現状を見ると、漁業についてはある程度の漁獲量が上がっているもの燃油の高騰、農業においては子牛価格の高値がついているにもかかわらず飼料の高どまり、建設土木作業員については事業量の減少、観光商工業については人口減による消費の低迷、観光客の減など、全ての産業において厳しい現状が続いております。

委員会でも民間との給与格差を認めています。

さきに申し述べましたように、人事院勧告をそのまま利用するのではなく、島独自、市独自で委員会、審査会などを立ち上げ、市に合った数字を出すべきだと思っております。その上で検討したいと思います。

よって、本案に対する反対討論といたします。

〔１４番（牧永 護君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに討論ございませんか。４番、音嶋正吾議員。

〔４番（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（４番 音嶋 正吾君） 私も本議案に反対の立場で討論をいたします。

総務委員長から御報告がありましたように、子育て世代の若年層に応分の給与を増額するということは称賛に値すると考えております。

しかしながら先ほど来、牧永議員のほうから御指摘がありましたように、市経済が非常に疲弊しております。そして、官民格差が拡大をいたしております。

○議長（鵜瀬 和博君） 先ほどの牧永議員に対する反対の討論じゃないんですね。

牧永議員の反対討論に対して賛成の討論……。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 賛成討論がいなかったから反対討論。

〔４番（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 反対討論は牧永議員が言われましたので、賛成討論のほうなければ。賛成の討論のほうございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） それでは討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設置及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第22号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２３号壱岐市火災予防条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２４号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２５号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２６号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号公の施設（壱岐市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２７号公の施設（壱岐市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号公の施設（へい死獣畜一部保管処理施設）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２８号公の施設（へい死獣畜一時保管処理施設）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第２９号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第31号市道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３４号平成２７年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号平成２７年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３５号平成２７年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号平成２７年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３６号平成２７年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第４号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号平成２７年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３７号平成２７年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第１号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号平成２７年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３８号平成２７年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第３号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号平成２７年度壱岐市水道事業会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第３９号平成２７年度壱岐市水道事業会計補正予算（第１号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号平成２８年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４０号平成２８年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号平成２８年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４１号平成２８年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号平成２８年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４２号平成２８年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号平成２８年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４３号平成２８年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号平成２８年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４４号平成２８年度壱岐市簡易水道事業

特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４５号平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号平成２８年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４６号平成２８年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号平成２８年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４７号平成２８年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号平成２８年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４８号平成２８年度壱岐市水道事業会計
予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養
費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情について討論を行います。討
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第１号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員
長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、陳情第１号国による子ども医療費無料制度の創
設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を
求める陳情は採択することに決定しました。

日程第４４、発議第１号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第４４、発議第１号国による子ども医療費無料制度の創設を求める
意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。８番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

○議員（８番 市山 和幸君） 発議第１号、壱岐市議会議長、鵜瀬和博様。提出者、壱岐市議会
議員、市山和幸、賛成者、壱岐市議会議員、町田正一、同、今西菊乃。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のと
おり壱岐市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案。

我が国の合計特殊出生率は、２００５年に最低の１．２６となり、２００６年から若干回復し
て２０１３年に１．４３となったが、２０１４年には１．４２に低下した。人口を維持するのに必
要といわれている２．０８への回復は、依然として困難な状況である。

２０１５年４月１日現在の子どもの数（１５歳未満）は前年に比べ１６万人少ない１，６１７万
人で、１９８２年から３４年連続の減少となり、過去最低となっている。

総人口に占める子どもの割合も、１９７５年から４１年連続して低下し、２０１５年には１２．７％と過去最低となった。この数値は人口４，０００万以上の国の中で最も低いものである。

少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県を初めとする全ての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度はきわめて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「８０２０」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも、同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府におかれては中学卒業までを目指し、当面、就学前まで国の医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２８年３月１６日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について原案のとおり可決されました。

日程第45、発議第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第45、発議第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

○提出議員（8番 市山 和幸君） 発議第2号、苓崎市議会議長、鵜瀬和博様。提出者、苓崎市議會議員、市山和幸、賛成者、町田正一、同、今西菊乃。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書案。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市区町村において実施されている。

その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の趣旨が生かせるところから、この方式を採用する自治体が増加している。

ところが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。

これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月16日、長崎県苓崎市議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事が終了しましたが、この際お諮りします。

3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、竜崎市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで市長から発言の申し出がありますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成28年竜崎市議会定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜り、全議案を可決いただきまして、誠にありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、私の任期もあと1カ月となりました。今任期もあと1カ月となりました。この4年間、市民の皆様、議員各位の御指導、御協力、またはある時には叱咤激励を賜り、皆様とともに全力で市政運営に取り組んできたところでございます。

今任期においては、特に本市の最重要施策として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入が実現し、長崎県壱岐病院として新たにスタートすることができました。

また、市立特別養護老人ホームを社会福祉法人壱心会に経営移譲するなど、壱岐市にとってきわめて大きな政策を実現することができたところであります。

また、産業の振興、福祉保険の充実、防災対策、教育、離島航路対策など全力で取り組み、成果を上げることができたと思っております。

さて、国境離島新法制定に向けた取り組みについては、本通常国会での法案成立に向けて、いよいよ大詰めを迎えております。自由民主党、離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員の強力なリーダーシップのもと、私も壱岐市長、そして全国離島振興協議会長として本国会の成立に向けて全力で推進を行っているところであり、今月25日にも全国離島振興協議会会長として再度上京し、関係国会議員等への要望を行うことといたしております。

この国境離島新法は、皆様御承知のとおり、きわめて重要な国家的役割を担っている壱岐市を初めとする国境に位置する離島の存続、保全を図るため、航路航空路運賃の値下げ、流通コストの削減、漁船の操業にかかる費用の助成、雇用機会の拡充などが盛り込まれており、市民生活のさらなる向上、農業、漁業、商業を初めあらゆる産業の発展に大きく寄与するものであり、まさに壱岐市の地方創生、壱岐市の将来を左右するきわめて重要な法案であります。

一方、この国境離島新法が成立した後は各施策実現のため、その財源となる予算の獲得が重要な鍵を担うことになります。法案が成立いたしましても、より多くの予算の獲得ができなければ十分な対策が講じられなくなります。

来年度の国の概算要求まで残された時間もそう長くはございません。

このことにつきましても、私は壱岐市長そして全国離島振興協議会会長としての役職、そして人脈をフルに生かし、谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員のお力添えを賜りながら、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

現在、各自治体におきましては地方創生に向けてさまざまな取り組みを実践しておりますが、本市におきましても市民皆様、議員各位の御意見を賜りながら、全力で取り組んでいるところであります。

今後、第2次壱岐市総合計画並びに壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策を初め、諸施策の推進によりまして市政をさらに前進させてまいりますので、御指導賜り

ますようお願いを申し上げます。

議員皆様にはともに歩んでまいりました4年間の御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、皆様には御健勝にてなお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶いたします。誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成28年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護